

五所川原市子育て短期支援事業

保護者の病気、出産その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等に一定の期間預けることができます。

1. 利用要件

五所川原市に住所を有する方で保護者が次に掲げる理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となり、他に養育する方がいないとき。

- (1) 保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、育児不安など身体上または精神上の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- (5) その他(市が必要と認めた場合)

2. 利用期間

原則として7日以内

3. 利用施設

- ・児童養護施設 幸樹園(鶴田町大字山道字小泉 270 番地) ※2歳以上から利用可能
- ・弘前乳児院(弘前市品川町 152 番地)
- ・里親

※施設までの送迎は原則保護者が行うことになります。

4. 利用料等

児童1人につき、1日当たり次のとおり利用料を負担していただきます。

利用料が発生する方は後日、市より納付書を送付します。

	ひとり親世帯 生活保護世帯	市民税非課税世帯	その他の世帯
2歳未満児	0円	1,000円	5,350円
2歳以上児	0円	1,000円	2,770円

5. 利用方法

利用を希望される方は、子育て支援課 こども家庭センターへ来庁またはご連絡下さい。

申請書の記入がありますので、利用する1週間前までに申請手続きをお願いします。

※利用希望日を確認し、施設と調整後、利用可能か決まります。なお、感染症の感染状況及び施設の事情(定員超過、行事等)でご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

6. 問い合わせ先

五所川原市役所子育て支援課 こども家庭センター 0173-35-2111(内線 2483)